

行政刷新

公益法人の皆さまへ



内閣府特命担当大臣 蓮舫

蓮舫です。内閣府特命担当大臣（行政刷新）として新公益法人制度を担当しております。

公益法人は、「民」の立場で公益活動を担う主体として、これまでもさまざまな分野で民間ならではの創意工夫に富む活動に取り組み、国民生活のサポートや文化の発展などに大きな役割を果たしていただいています。そのような活動に日々従事している皆さんに心から敬意を表したいと思います。

すでに皆さまもご存じのように、公益法人制度については、民法制定以来 100 年以上を経て初めての大改革が現在進められています。従来の公益法人（特例民法法人）は、2013 年 11 月末までに新しい制度に移行していただくことになっています。また、新たな制度の下で生まれた「一般社団・財団法人」は、「公益認定」にチャレンジできるようになっています。

私は、公益認定等委員会と協力して、「柔軟かつ迅速」をモットーとしてこの移行等の審査を行いたいと考えています。各法人の活動を十分に理解した上で、法人の皆さまの協力も得て、申請から 4 か月を目

早めの移行申請をお勧めします

安としてスピーディーに審査を進めることを目標にすえています。

その結果、新制度に合わせて衣替えした新しい公益法人がすでに誕生していますが、現在申請に向けた準備、検討を進めていただいている法人の皆様への相談などのサポートの充実にも取り組んでいきたいと考えています。外部の専門家の協力を得た相談会の開催や、申請に役立つ情報提供などにより、申請に当たっての皆さまの疑問や心配にお答えできるよう、取り組みを進めています。

各法人の内部手続などの都合もありませんが、2013年の期限ぎりぎりではなく、できるだけ早めにご申請いただくと、審査がスピーディーに進みます。ぜひこの機会に早期の申請をご検討いただければ幸いです。皆さまの積極的な取り組みをお願いいたします。

政府は現在、事業仕分けを通して国からの補助金や天下り役員などを受け入れている一部の法人に対しては厳しくそのあり方を問い直していますが、一方、公益法人に本来期待される「民」による公益の増進については、これを積極的に応援し、その取り組みを加速させていきたいと考えています。どうか、皆さまのご理解といっそうのご活躍を心からご期待申し上げます。

2010年7月22日